

公益社団法人 日本気象学会
岸保・立平賞受賞者選定規程

制定 平成28年（2016年）7月22日

- 1 岸保・立平賞受賞者を選定するため、岸保・立平賞候補者推薦委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- 2 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
- 3 委員会は、気象学及び気象技術の学術的あるいは技術的成果をもって社会に多大なる貢献をなしたものを、原則として1件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。
- 4 理事長は理事会に報告した後、全理事に対して無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
- 5 岸保賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、総会においてこれを贈呈する。メダルの授与は1件2名までとし、1件3名以上の場合は理事会でその都度決定する。賞金は1件10万円とする。
- 6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

付則

- 1 この規程は平成28年7月22日より施行する。

